

議案第53号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例）

第18条 第12条第2項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第11条第1項に該当となる者に対して課する保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和元年度分にあつては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。）であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、第12条第2項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第1項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第2項の申請書を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。